

男女の賃金の差異

	全労働者	職員	契約
男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	82.1%	88.9%	90.5%

対象期間：令和5年度事業（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

賃金：源泉徴収簿に記載する課税対象となる所得（基本給、各種手当等、賞与）

職員：正規職員（再任用職員を含む。）

契約：正規職員以外